

IFRS News

16

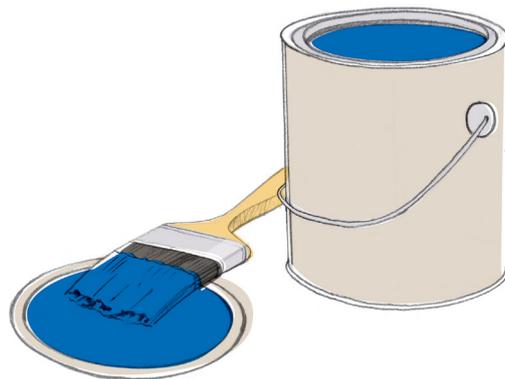
Quarter 1 2013

vol.

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

本号は、2013年最初の号です。初めに、IASBが最近公表した投資企業に対する連結の免除規定(2012年12月公表のIFRSニュース特別号で取り上げました)に注目します。それから公表された多くの公開草案について紹介します。

続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けてから、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業に関するさまざまな財務報告の動向を検討します。最後に、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日およびコメントを募集しているIASBの公表物のリストを紹介します。



目次

IASBは投資企業に対する連結の免除規定を公表	03
年次改善の公開草案を公表	05
投資者とその関連会社または共同支配企業との間での資産の売却または拋出	06
IASBはIFRS第9号の分類および測定基準の限定的修正を提案	07
IASBは公開協議の結論を受けて将来の優先事項を策定	08
IASBは減価償却および償却の許容される方法の明確化を検討	09
非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂案)	09
共同支配事業に対する持分の取得	10
IAS第28号の改訂案	11
投資企業に関するIFRSニュース特別号	11
IFRSの変更について解説するグラント・ソントン・インターナショナルの手引き	12
次にやるべきことは？米国の発行企業向けのIFRSを検討	13
カナダのモントリオールでのクライアント向けのIFRSプレゼンテーション	14
米国のホワイトペーパーはリースの代替モデルを検討	14
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	15
その他のトピッカー 概要	16
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	22

IASBは投資企業に対する連結の免除規定を公表

IASBは10月末に、「投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂」を公表し、親会社はすべての子会社を連結しなければならないという確立された原則に対する例外を投資企業に対して設けました。

本改訂では投資企業を定義し(ボックスをご覧ください)、当該定義に関する詳細な適用指針を提供しています。プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびその他の投資ファンドは特に、本改訂に関心を有していると思われます。

当該定義に該当する企業は、他の企業(子会社)を連結せずに、そうした他の企業に対する支配持分である投資を、純損益を通じて公正価値で測定することが求められます。

これに該当する企業(投資企業)は、この連結の免除規定を早期適用するならば、IFRS第10号に基づいて支配の有無を見直す際に費やさなければならない多くの時間と労力を省けるでしょう

本公表は、多くのコメント提出者によりもたらされた懸念—投資企業と投資先の財務諸表を連結しても、必ずしも最も有用な情報(すなわち、企業の投資の価値を表す情報)が提供されるわけではない—に対処するものです。表では、本改訂の主な特徴について概要を説明しています。

投資企業の定義および典型的な特徴

定義

投資企業とは、以下すべてに該当する企業である。

- a. 単一または複数の投資者に投資管理サービスを提供する目的で、それらの投資者から資金を得ている(投資サービス条件)。
- b. その事業目的は、資本増価または投資収益ないしはその両方からのリターンを得るためのみ資金を投資することであることを投資者に確約している(事業目的条件)。
- c. ほぼすべての投資パフォーマンスを、公正価値に基づき測定および評価する(公正価値条件)。

典型的な特徴

ある企業が当該定義に該当するかどうかを判定する際、その企業が以下の典型的な投資企業の特徴を有しているかどうかについて検討しなければならない。

- a. 複数の投資を保有していること。
- b. 複数の投資者が存在すること。
- c. 当該企業と関連当事者関係にない投資者が存在すること。
- d. エクイティ(資本)または類似形式による所有持分を保有していること。

改訂の概要

概要	
影響を受ける企業	以下に該当する企業が影響を受ける。 <ul style="list-style-type: none">・「投資企業」の新しい定義を満たし、・他の企業に対する支配持分である1つまたは複数の投資を保有している企業。
その影響とは	投資企業に該当すると以下を行うことになる。 <ul style="list-style-type: none">・他の企業に対する支配持分である投資の連結を中止する。・これらの投資についての追加的な開示を行う。
その他の重要なポイント	<ul style="list-style-type: none">・投資企業を支配する親会社が投資企業に該当しない場合には、当該投資企業とその子会社を引き続き連結する（連結の免除では、上階適用（ロールアップ）は行われぬ）。・投資企業にサービスを提供している子会社（「投資」対象ではない子会社）は、投資企業によって引き続き連結される。・投資企業が投資対象子会社以外に子会社を有していない場合には、自社の唯一の財務諸表として、個別財務諸表を表示する。

本改訂は、IFRS第10号の適用日より1年遅れて、2014年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。ただし、IASBは、IFRS第10号を最初に適用すると同時に、投資企業が本改訂を適用できるようにするために、早期適用を容認しています。この連結の免除規定を早期に適用することによって、該当する企業は、IFRS第10号の新たな基準に基づいて支配の有無の判定を見直す際に費やさなければならない多くの時間と労力を省けることになるでしょう。



年次改善の公開草案を公表

年次改善は緊急ではない(しかし必要な)小規模な修正に対処

IASBは、4つのIFRSに対して小規模な修正を提案する公開草案「IFRSの年次改善2011年－2013年サイクル」を公表しました。本公開草案は、IASBの年次改善プロジェクト(緊急ではないが必要とされる小規模なIFRSの修正を行うプロセス)における最新のものです。この修正案は、2011年に開始されたプロジェクト・サイクルにおいてIASBが議論した論点を反映させたものです。下表に概要を示します。

年次改善2011－2013年サイクルの提案

影響を受ける基準	論点	修正案の概要
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	「企業の最初のIFRS報告期間の期末日現在において有効な各基準」の意味の明確化	<ul style="list-style-type: none">・新規のIFRSがまだ強制適用されていないものの早期適用が容認される場合には、当該IFRSを企業の最初のIFRSに基づく財務諸表において適用することが容認されているが、要求はされないことを明確にするために結論の根拠を修正する。・したがって、初度適用企業が新規のIFRSの早期適用を選択する場合、その新規のIFRSを最初のIFRSに基づく財務諸表を表示する全期間を通じて適用する(ただし、IFRS第1号がそれ以外の方法を容認または要求する免除ないしは例外を設けている場合を除く)。
IFRS第3号「企業結合」	IFRS第3号の適用範囲	<ul style="list-style-type: none">・IFRS第3号の適用範囲を修正し、すべての種類の共同支配の取決めの形成をその範囲から除外する。・適用範囲の除外は共同支配企業または共同支配事業自体の財務諸表に対してのみ該当することを明確にする。
IFRS第13号「公正価値測定」	ポートフォリオに対する例外の範囲	<ul style="list-style-type: none">・IFRS第13号におけるポートフォリオに対する例外では、企業が金融資産および金融負債のグループを市場リスクまたは信用リスクのいずれかに対する正味エクスポージャーに基づいて管理している場合には、当該金融資産および金融負債のグループの公正価値を純額ベースで測定することを容認している。この例外について、IAS第32号「金融商品:表示」で規定されている金融資産または金融負債の定義を満たすかどうかを問わず、当該例外がIAS第39号「金融商品:認識および測定」またはIFRS第9号「金融商品」の適用範囲に含まれるすべての契約に適用されることを明確にする。
IAS第40号「投資不動産」	投資不動産または自己使用不動産に分類する際のIFRS第3号とIAS第40号との相互関係	<ul style="list-style-type: none">・以下の事項を明確にするために、IAS第40号を修正する。<ol style="list-style-type: none">a. 投資不動産の取得が、資産または資産グループの取得なのか、そうではなく、IFRS第3号の適用範囲に含まれる企業結合なのかを決定するにあたり、判断が求められること。b. こうした判断はIAS第40号の第7項から第15項に基づくのではなく、IFRS第3号におけるガイダンスに基づいて行うこと。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

改善提案は、大体において問題のないものと考えます。しかし、IAS第40号の修正点に関しては懸念を抱いています。ことに、テナントが入居し、関連サービスも行われている単独物件の単純な購入についてもIFRS第3号の適用範囲になりかねないことです。

投資者とその関連会社または共同支配企業との間での資産の売却または拠出

IASBは、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間での資産の売却または拠出」を公表しました。本公開草案は、IFRS第10号「連結財務諸表」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資(2011年改訂)」の改訂を提案しています。

本改訂案の目的は、子会社の売却または拠出の処理に関して、IFRS第10号とIAS第28号における要求事項間での認識された不整合に対処することにあります。

この不整合はもともと、IAS第27号「連結および個別財務諸表(2008年改訂)」とSIC第13号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」の要求事項間における不整合に起因するものです。IAS第27号では、子会社に対する支配の喪失時に利得または損失の全額を認識するよう求めていました。一方、SIC第13号では、投資者とその関連会社または共同支配企業との間の取引における利得または損失は、その一部のみ認識するよう求めていました。IFRS第10号はIAS第27号を置き換え、IAS第28号(2011年)はその前のIAS第28号とSIC第13号の両方を置き換えています。当該不整合は依然として存在しています。

本公開草案は、IAS第28号(2011年)を以下のように改訂することによって、この問題に対処することを提案しています。

- 投資者とその関連会社または共同支配企業との間の取引に関して、利得または損失を部分的に認識するという現在の要求事項は、IFRS第3号で定義されている事業を構成しない資産の売却または拠出により生じた利得または損失に対してのみ適用される。
- 投資者とその関連会社または共同支配企業との間での事業を構成する資産の売却または拠出により生じた利得または損失は、全額認識される。
- 売却または拠出される資産が事業を構成するかどうかを決定する際、企業は当該資産の売却または拠出が単一の取引として会計処理されるべき複数の取引の一部であるかどうかを考慮しなければならない。

また、本公開草案はIFRS第10号を以下のように改訂することとなります。

- 投資者とその関連会社または共同支配企業との間での事業を構成しない子会社の売却または拠出から生じた利得または損失は、当該関連会社または共同支配企業に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識される。

IASBは、本改訂案をその発効日(まだ確定していません)以降に開始する事業年度に生じる売却または拠出に対して将来に向かってのみ適用することを提案しています。

IASBはIFRS第9号の分類および測定基準の限定的修正を提案

IASBは、「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正－IFRS第9号(2010年)の修正案」と題する公開草案を公表しました。

下表には、本公開草案によって提案された主な修正点を示しています。本修正案は基本的には限定的なものであると説明されているものの、負債性金融商品に関しては、企業のビジネス・モデルに基づいて、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する測定区分を導入することを提案しています。これは、IFRS第9号の現在の規定に対する大きな修正点といえます。

論点	背景	提案の概要
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する測定区分の導入	<p>本提案は、関係者、特に以下のメンバーからの懸念に対処するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号により、保険契約負債の一部とそれを裏付けるために保有する資産との間に会計上のミスマッチが生じることを懸念する保険者 既存のIFRS第9号に基づいて、自己の流動性ポートフォリオが純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)する測定区分に分類されることを懸念する一部の銀行 	<p>本公開草案では以下の事項を提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として管理されるビジネス・モデルによって保有されている負債性金融商品は、選択の余地なくその他の包括利益を通じて公正価値で測定されなければならない。 金利収益、信用減損および認識の中止時の利得または損失は純損益に認識され、他のすべての利得または損失についてはその他の包括利益として認識することとなる。 <p>また、本公開草案には以下の事項も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ビジネス・モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として資産を管理するためのものであるかどうかを判定する方法についての適用指針。 「回収目的で保有する」ビジネス・モデルとはどのようなものであるかについて、IFRS第9号における適用指針の明確化。
「契約上のキャッシュ・フロー」テストに関する適用上の問題点の明確化	<p>本提案は、現在の要求事項によると公正価値で分類されることとなる特定の種類の金融資産に対して免除措置を提供する目的で開発された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、金利のミスマッチの特徴を含んでいる金融資産について疑問が生じている(すなわち、契約金利が改定されるが、改定される頻度が金利の基準期間と一致していない)。 これは、金利と期間との間の市場価格を基にした関係を考慮せずに、金利が規制当局または政府機関により設定される一部の規制市場において問題を生じさせている(顕著な例として、中国の不動産債券が挙げられる)。 	<p>本公開草案は以下の事項を明確にするために、IFRS第9号における適用指針の修正を提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産にそうした金利のミスマッチの特徴またはレバレッジが含まれる場合、企業は契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表すかどうかを判定するに当たり、当該金利またはレバレッジの変更を評価しなければならない。これは、「ベンチマーク」金融商品の有するキャッシュ・フローを参照することによって行われる。 変更により、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえない契約上のキャッシュ・フローとなる可能性がある場合には、当該契約上のキャッシュ・フローは元本と利息の支払のみではない。
早期適用	<ul style="list-style-type: none"> 現在、複数のバージョンのIFRS第9号の早期適用が容認されている。 このことは、企業は金融資産のみについての分類および測定の基準(すなわち、2009年公表のIFRS第9号)、または金融負債と金融資産の両方についての分類および測定の基準(すなわち、2010年公表のIFRS第9号)のいずれかを適用することができるということの意味する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本公開草案は今後、IFRS第9号の完成版(すなわち、分類および測定、減損ならびに一般ヘッジ会計の章を含む)のみを、強制適用日より前に新たに適用できるようにすることを提案している。 修正案は、IFRS第9号の完成版の公表から6ヶ月後に発効となる。
金融負債に生じる「自己の信用リスク」に係る利得または損失の表示	<ul style="list-style-type: none"> 2010年、IASBはIFRS第9号を改訂し、企業の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に表示するよう求めた。 この改訂により、財政難に陥っている企業が低い金額で自己の負債を買い戻すことができるという理論上の能力に基づいて利益を認識することができるとする、大方の直感に反する従来の方法に対処した。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の経過措置の提案に関わらず、IFRS第9号が完成した時点で、企業はIFRS第9号における「自己の信用リスク」にかかる規定(純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に生じる信用リスクの変動に起因する公正価値利得または損失をその他の包括利益に表示するよう求める)のみを、それ以外では金融商品の分類および測定を変更せずに、早期適用することが容認される。

IASBは公開協議の結論を受けて 将来の優先事項を策定

IASBは、将来の優先事項を策定するフィードバック・ステートメントを公表して、将来のアジェンダについての公開協議(IFRSニュース2011年第4四半期号で最初に取り上げています)を終了しました。

本フィードバックには、IASBの将来の作業計画の戦略的方向性とその全体的なバランスに関して、当該協議から浮かび上がった以下の5つの広範なテーマが示されています。

- 回答者は、この10年間、IASBの財務報告に関する要求事項はほぼ絶え間なく変更されており、今後は比較的穏やかな期間となるべきであることを求めた。
- 基準設定のための首尾一貫した実践的な基礎となるよう、概念フレームワークに関する作業をIASBが優先させることが満場一致で支持された。
- IASBは、IFRSを新たに採用する国のニーズに対応するいくつかの的を絞った改善を行うよう求められた。
- IASBは、基準の適用と維持管理に十分な注意を払うよう求められた。
- IASBは、基準設定プロセスのより早い段階で、より厳密なコストと便益の分析および問題明確化を行うことによって、新基準を開発する方法を改善するよう求められた。



IASBは減価償却および償却の許容される方法の明確化を検討

IASBは、公開草案「減価償却および償却の許容される方法の明確化」を公表しました。修正案には、以下の提案が示されています。

- IAS第16号の第62項およびIAS第38号の第98項における指針を適用する際に、収益を基礎とした方法は減価償却および／または償却にかかる費用の計算に使用すべきでないことを明確化するよう提案している。当該方法は、資産に具現化された将来の経済的便益の予想消費パターンではなく、経済的便益が資産から創出されるパターンを反映するものであることから、こうした提案がされている。
- 定率法の適用における追加的な指針を提供している。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、創出された実際の収益に基づく減価償却または償却の方法の使用を禁止する本提案を支持します。しかし、一部の資産については、予想される将来の収益創出パターンは、経済的便益の予想消費の有効な代用物となりえる場合があることを、最終的な改訂では認めるべきであると考えています。

非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂案)

IASBは、IAS第36号「資産の減損」による減損した資産の回収可能価額の測定に関する開示について、修正を提案する公開草案を公表しました。

当該開示要求は、IFRS第13号「公正価値測定」が元になり導入されました。しかし、IASBは、当該要求を導入する際に行ったいくつかの改訂により、当該要求がIASBの意図よりも広範囲に適用される結果を招いていることに気がつきました。本公開草案は、こうした問題に対処することを目的としています。あまり論争を招くことはないであろう本提案の内容からして、本公開草案のコメント募集期限は3月19日までの60日間となっています。

共同支配事業に対する持分の取得

IASBはIFRS第11号の修正を提案

IASBは、「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の修正案)」を公表しました。IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIFRS第11号に置き換えられる前の基準であるIAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」のどちらにおいても、その活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得についての共同支配事業者の会計処理に関してはガイダンスが示されていません。したがって、そうした取引に関する投資者の会計処理の実務に、著しい不統一が生じています。このことを背景に本公開草案が公表されました。

本公開草案は、こうした問題の改善を目指しています。修正案として以下の事項が挙げられています。

- IFRS第11号およびIFRS第1号を改訂し、その活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得に関する共同支配事業者の会計処理に、IFRS第3号および他の基準における企業結合の会計処理についての関連性のある原則を適用し、企業結合に関してそれらの基準で要求している関連性のある情報を開示するようにする。
- 本修正案は、既存の共同支配事業に対する持分の取得および共同支配事業の形成時における持分の取得に適用される。

IASBは、本修正を、その活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得に、本修正案の発効日(まだ確定していない)以降に、将来に向かって適用することを提案しています。

IAS第28号の改訂案

IASBは、公開草案「持分法:その他の純資産変動に対する持分」を公表しました。本公開草案の目的は、持分法(投資を最初に取得原価で認識し、その後、投資先の純資産に対する投資者の持分の変動に対して修正する)の適用に関してIAS第28号(2011年改訂)に追加的なガイダンスを提供することにあります。本公開草案は、以下のようにIAS第28号を改訂することによって、これに対処することを提案しています。

- 投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益またはOCIに認識されておらず、受け取った分配ではないもの(その他の純資産の変動)に対する持分を、投資者の資本として認識しなければならない。
- 投資者は、持分法の使用を中止する際に、過去に資本として認識した累計額を純損益に振り替えなければならない。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、本公開草案で取り扱っている論点が明確化されることを歓迎します。しかし、投資者の比例的所有持分を変動させる取引および持分法で会計処理されている投資先の持分決済型の株式に基づく報酬制度の投資者分の会計処理に対して本改訂案が及ぼす影響について、懸念を抱いています。これらの懸念については、公開草案への我々のコメントレターにおいて記載してあります。

投資企業に関するIFRSニュース特別号

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBの刊行物「投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂」(本ニュースレターの3ページ目に掲載)を特集したIFRSニュース特別号を公表しました。

本特別号では、投資企業に対する連結の免除規定の重要な特徴について説明し、当該要求事項が企業にどのような影響を及ぼしうるのかを理解するための実務上の見方を示しています。プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびその他の投資ファンドにとっては、特に関心の高いものとなっていると思われます。

2012年12月公表のこの特別号の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

Grant Thornton
An instinct for growth

IFRS News Special Edition

December 2012

A consolidation exception for investment entities

The IASB has published 'Investment Entities - Amendments to IFRS 12, IFRS 10 and IAS 27' (the Amendments). The Amendments introduce an exception for investment entities to the well-established principle that a parent entity must consolidate all its subsidiaries. The Amendments:

- define the term 'investment entity' and provide supporting guidance
- require investment entities to measure its interests in the form of controlling interest in another entity (in other words, subsidiaries) at fair value (plus through profit or loss in accordance with IFRS 'Financial Instruments' or IAS 39 'Financial Instruments Recognition and Measurement') instead of consolidating them
- specify disclosure requirements for entities that apply the exception.

This special edition of IFRS News explains the key features of the Amendments and provides practical insights into their application and impact.

Andrew Wachman
Executive Director of International Financial Reporting

IFRSの変更について解説する グラント・ソントン・インターナショナル の手引き

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、最新の手引き「IFRSの変更についての解説：CFOへの説明 (Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers)」を公表しました。

本刊行物(2012年12月公表号)は、2011年12月1日から2012年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。

本刊行物は、企業の将来の財務報告および事業に影響を与えるIFRSの最近の変更に関して、最高財務責任者(CFO)の方々に高いレベルでの認識を有していただくためのものです。IFRSを適用する企業にとって、特定の決算期においてIFRS変更事項の下記の段階を識別する助けとなることを目的としています。

- ・ 初めて強制適用となる変更
- ・ まだ適用されていない変更
- ・ すでに適用されている変更

「Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers」の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



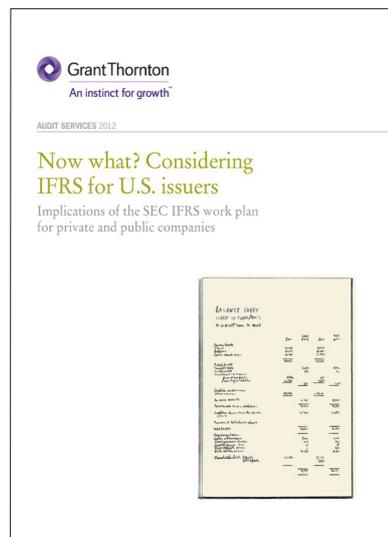
次にやるべきことは？ 米国の発行企業向けのIFRSを検討

米国のメンバーファームのホワイトペーパーが、SECのスタッフレポート以後、米国企業がIFRSを無視できない理由についての概要を説明

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、ホワイトペーパー「次にやるべきことは？米国の発行企業向けのIFRSの検討 (Now what? Considering IFRS for US issuers)」を公表しました。本ペーパーでは、米国の財務報告制度へのIFRSの組み込みに関する最近のSECのスタッフレポートを反映し、SECが当該レポートにおいて結論を下していないからといって、企業(公開企業と非公開企業の双方)はIFRSを無視してもよいということにはならない理由について説明しています。

これと別に、グラント・ソントンLLPは、当該スタッフレポートについてSECに書簡を送りました。そのなかでは、会計および財務報告の主な目標は高品質で国際的に認められた会計基準の単一のセットを有することであり、IFRSはそうした基準として最もふさわしいという米国のメンバーファームの変わらぬ考えを示しました。

また、このグラント・ソントンLLPのコメントレターでは、SECがIFRSの採用に関する決定を先延ばしすることによって生じる財務報告コミュニティにおける不確実性について注意喚起し、そうした不確実性は財務諸表作成者、財務諸表利用者、投資家およびその他の人々へのコストを生じさせることも指摘しています。さらに、決定が遅れた場合には、米国の規制当局、基準設定主体および財務報告コミュニティのその他の人々は、IFRSの開発および適用に対して影響を及ぼすことが出来なくなってしまうおそれのあることも考察しています。



カナダのモントリオールでの クライアント向けの IFRSプレゼンテーション

カナダのメンバーファームの1つである、レイモンド・シャボット・グラント・ソントン(RCGT: Raymond Chabot Grant Thornton)は、11月にIFRSに関するクライアント向けセミナーを主催しました。「IFRS—今こそ、そのときである(IFRS—the future is now!)」と題したプレゼンテーションでは主として、カナダで発効となる予定の連結、共同支配の取決めおよび公正価値に関する新規のIFRSを検討しました。



また、このセミナーでは、Autorité des Marchés Financiers(ケベック州の証券規制当局)の代表もプレゼンテーションを行い、来る決算期におけるIFRSに基づく財務諸表に関して予想される事項について示しました。セミナーは、カナダの会計基準審議会の代表によるプレゼンテーションで締めくくられました。本代表は、IFRSがカナダで適用されている状況における審議会の役割について概要を示し、審議会在現取り組んでいる最重要プロジェクトについて説明を行いました。

米国のホワイトペーパーは リースの代替モデルを検討

米国のメンバーファームは、ホワイトペーパー「使用権資産の見直し」を公表しました。本ペーパーは、米国メンバーファームの会計原則検討グループのパートナーであるJohn HeppとMark Scolesの両氏が執筆したもので、米国のファームのウェブサイト(<http://www.grantthornton.com>)で入手可能です。そこでは、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)が2010年8月に公表した最初の公開草案「リース」の中で提案した使用権資産について再考しています。

本ペーパーにおいて、両氏は、リース契約を2種類に分類する別のアプローチ(リース契約により原資産の支配が借手に移転するかどうかを条件として分類する)を提案しています。IASBとFASBは、2013年前半にリース会計に関する再公開草案を公表する予定です。



GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関するテクニカルな問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回は英国の代表にスポットライトを当てましょう。

Jake Green、英国

Jakeは、英国のファームにおける財務報告分野のディレクターであり、2003年から会計のテクニカル部門で働いています。財務報告コミュニティに積極的に貢献しており、例えば、勅許会計士協会における多くの作業グループに加わったり、英国産業連盟の財務報告委員会に参加するなどしています。

Jakeは、英国におけるさまざまな会計に関する刊行物に貢献しています。英国のファームのクライアントおよびクライアントとして見込まれる会社に向けてIFRSその他財務報告関連トピックの研修セミナーを開催しています。また、そうしたトピックに関して、折に触れてツイッターでつぶやくことでも知られています。ツイッター (@jake_green_gtuk) をフォローすれば、さらに詳しい情報を得ることができます(ただし、見解はJake個人のものですよ！)。



その他のトピックー概要

IASBは開示の過重負担の問題に注目

IASBは、財務諸表における開示の加重負担に対して高まる不満に対処するために、2013年1月末に本問題の検討を行う公開の「開示フォーラム」を開催すると発表しました。

IFRSニュースでは、最近、FASBのディスカッション・ペーパー「開示フレームワーク」および欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のディスカッション・ペーパー「注記に関する開示フレームワークの開発に向けて (Towards a Disclosure Framework for the Notes)」を取り上げたのをはじめ、開示の過重負担の問題に対する多数の取り組みを取り上げてきました。本フォーラムは、財務内容開示の有用性や明確さを向上させる方法について、財務諸表作成者、監査人、規制当局、財務諸表利用者とIASBとの間でより活発な議論が交わされるようにすることを目的としています。本フォーラムからのアウトプットは、概念フレームワークに関するIASBの作業に対してその情報が提供されます。

IASBの議長はリース・プロジェクトへのコミットメントを改めて表明

Hans Hoogervorst議長は、リース・プロジェクトを完了させ、すべてのリースを貸借対照表に計上するというIASBの決意を改めて表明しました。

Hoogervorst議長は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカルサイエンスでの講演で、リース契約が多くの企業にとってオフバランスシート・ファイナンスの最大の原資の一つとまでなっていることに焦点を当てました。

IASBは既得権者からのロビー活動との困難な戦いに直面すると、隠れたレバレッジを明らかにするには、リース・プロジェクトの完了が不可欠であるという自身の信念を表明しました。

IFRS財団は公正価値測定の教育マテリアルの第1章を公表

IFRS財団は、IFRS財団教育イニシアティブに基づき、IFRS第13号「公正価値測定」に付属する教育マテリアルの第1章を公表しました。

本章は、IFRS第9号「金融商品」の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定する際のIFRS第13号の原則の適用を取り扱っており、評価専門家グループの支援を受けて開発されました。

本マテリアルは複数のトピックにわたってIFRS第13号の原則の適用を取り扱うことを意図しており、他の章については完成され次第追加されます。本マテリアルは、IFRSの首尾一貫した適用を支援するために公表されるものです。しかし、本マテリアルは強制力のあるガイダンスというわけではなく、IASBによる承認も受けていません。

IFRS財団は会計基準アドバイザー・フォーラムを設置

IFRS財団は、IASBに対して新たなアドバイザー・グループを設置する提案を公表しました。当該グループは各国の会計基準設定主体と財務報告に関与する地域団体から構成されることとなり、その主な目的はIASBに対するテクニカルな助言やフィードバックを提供することにあります。そうしたグループの設置は、昨年公表された評議員会の戦略レビューにおいて提案されました。

FASBは減損に関する提案を公表

FASBは、減損に関する提案を公表しました。会計基準更新書(ASU: Accounting Standards Update)案「金融商品－信用損失(サブトピック825-15)」では、信用損失の認識について、US GAAPにおける複数の既存の減損モデル(一般に、損失が認識される前にそれが「発生している」ことを要求する)を、単一の「予想信用損失」測定目的に置き換えることを提案しています。

FASBとIASBはこれまで、貸付金やその他の負債性金融商品の減損に対する予想損失モデルを開発してきました。両審議会は以前、貸付金およびその他の金融資産の信用リスクの悪化の程度に応じて、3つの「バケット」に分類するアプローチで合意していました。しかし、米国の財務諸表作成者、監査人、投資家および規制当局は、「3バケット」信用減損モデルの理解可能性、適用可能性および監査可能性に関して懸念を表明しました。さらに、「3バケット」モデルがリスクの適切な測定を反映するかどうかについても懸念を表しました。その結果、FASBは当該アプローチの見直しを行うことにしたという経緯があります。

FASBの提案とIASBによる予想される提案(2013年の第1四半期に公表予定)との間には差異があります。主な差異は、IASBは信用リスクの著しい悪化が示されていない資産に対してFASBとは異なる予想損失アプローチを使用することであり、具体的には、損失事象が12ヶ月を超えて生じると予想される金融資産に関して、予想信用損失に対する引当金の全額の認識を繰り延べます。FASBのモデルでは、企業は特定の期間に生じると予想される損失にその見積りを限定せず、すべての入手可能な情報を常に考慮し、回収が予想されないキャッシュ・フローの現時点における見積りを認識することとなります。

ACCAは米国におけるIFRSについて報告

勅許公認会計士協会(ACCA: Association of Chartered Certified Accountants)は、報告書「米国におけるIFRS:投資家の視点」を公表しました。本報告書では、IFRSにかかる米国の投資家の視点およびコンバージェンスへの見通しについての調査結果を考察しています。

本報告書では、投資家の一般的な認識は米国が最終的にはIFRSを採用するであろうというものであり、米国によるIFRSの採用は国内経済にとって有益であるとする投資家がそうでないと考える投資家よりも多くいることを明らかにしています(本調査結果は、493の米国を拠点とする投資家を対象とした調査に基づいています)。多くの投資家は、いまだIFRSの利点について確信を持っていませんが、IFRSに最も精通している人々は、開示の程度および早期適用企業の見通しについて非常に自信を持っています。

ESMAは2012年財務諸表におけるエンフォースメントの優先事項を公表

欧州証券市場監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)は、上場会社の2012年の財務諸表を評価する際に、欧州の規制当局が採用すべき一連の優先事項を公表しました。

欧州内で共通の財務報告のトピックは、以下の項目に関するIFRSの適用問題です。

- ・ 金融資産
- ・ 非金融資産の減損
- ・ 確定給付債務
- ・ 引当金、偶発負債および偶発資産

ICAEWはIFRSの将来について報告

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) は、報告書「IFRSの将来像」を公表しました。本報告書は、現在のIFRSの状況、IFRSによりもたらされる便益および今後の課題について調査しています。

本報告書では、IFRSへの移行は国際的な投資家にとって画期的であることはほぼ間違いがないことを指摘しつつも、IASBは引き続き関係者の声を聞き、学ぶ必要があることを強調しています。

また、持続可能なレベルの資金調達を確保することも、重要な課題であると見られています。よく議論されるように、US GAAPとのコンバージェンスの時代を終了させ、金融商品などのまだ最終基準化されていないいくつかのIASBの基準にかかるプロジェクトの完了に力を注ぐ時期であることが述べられています。

債務およびキャッシュ・フローの開示に関する報告書

英国の財務報告研究所は、「債務条件と償還予定表」および「営業および投資キャッシュ・フロー」に関する2つの報告書を公表しました。

本研究所は、投資家と企業が協力できる環境を提供することによって、英国における企業報告の有効性を向上させるために、英国の財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council) によって設立されました。その作業の多くはIFRSを採用する企業に焦点が当てられており、そのため、その調査結果は世界各国の企業にとって興味深いものとなるでしょう。

この2つの報告書では、企業による報告実務についての説明がなされており、投資家が借入債務とそのリスクおよびキャッシュ・フローの動きをもたらす事象について理解する上で助けとなるでしょう。

評価の不確実性に関するIVSCのレポート

国際評価基準委員会 (IVSC) は、評価の不確実性に関する公開草案を公表しました。

本公開草案は、G20 (20ヶ国の財務大臣・中央銀行総裁会議) および世界各国の金融規制当局からの、透明性の向上した基準および評価の不確実性の要因の開示の要求に応じて作成されました。

本ガイダンス案では、どのようにして、評価に依拠する人々に有益な形で、評価の不確実性を識別、説明および開示できるのかについて考察しています。

商業林に関する評価ガイダンス

IVSCは、商業林に関する評価ガイダンスの草案を公表しました。本公表は、一つには、IFRSに基づき樹木の作物を土地とは区別して会計処理する必要性により生じた整合性の欠如に対応したものです。森林総価値を「生物資産」(すなわち、生木)と森林の総価値を構成するその他すべての要素との間で配分する際に取られるアプローチが異なっていることに対して、特に懸念が示されています。本ガイダンスは、当該プロセスの整合性を高めるためのものとなっています。



新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示: 経過措置ガイダンス—IFRS第10号、第11号および第12号の改訂	2013年1月1日	可
さまざまな基準および指針	年次改善2009年—2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の改訂	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の改訂)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS 実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の改訂)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻な超インフレーションおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)

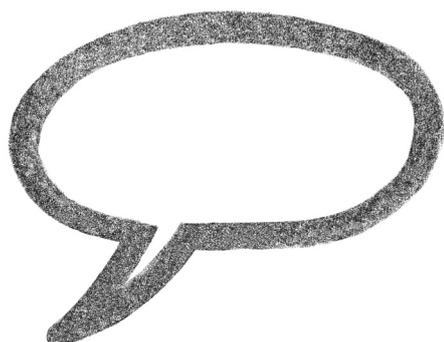


コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	IFRSの年次改善2011年-2013年サイクル	2013年2月18日
公開草案	非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の修正案)	2013年3月19日
公開草案	分類および測定:IFRS第9号の限定的修正-IFRS第9号(2010年)の修正案	2013年3月28日
公開草案	持分法:その他の純資産変動に対する持分- IAS第28号の修正案	2013年3月22日
公開草案	減価償却および償却の許容される方法の明確化- IAS第16号およびIAS第38号の修正案	2013年4月2日
公開草案	公開草案:共同支配事業に対する持分の取得- IFRS第11号の修正案	2013年4月23日
公開草案	公開草案:投資者とその関連会社または共同支配企業との間における資産の売却または 抛出-IFRS第10号およびIAS第28号の修正案	2013年4月23日



www.gti.org

© 2013 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。